

「青森県新型コロナウイルス等対策本部条例」の制定について < 条例の概要 >

1 条例制定の理由について

特措法第26条の規定に基づき、知事が設置する都道府県対策本部に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する。

※「必要な事項」とは、都道府県対策本部の組織及び運営等としている。

○ 県では、特措法に基づく都道府県対策本部を、条例において「青森県新型コロナウイルス等対策本部」とする。

2 条例の考え方

1. 青森県新型コロナウイルス等対策本部の位置付け

新型コロナウイルス等対策本部は、

- 県及び県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する県の区域に係る新型コロナウイルス等対策を総合的に推進するための特別な体制として、新型コロナウイルス等の発生時において臨時に設置される機関
- 特措法第22条第1項をその設置根拠とする実施機関

2. 条例の構成

条例において規定する内容は、次の5条から構成。

- ア 本条例の趣旨に関する事項(第1条関係)
- イ 本部長、副本部長及び本部員の職務に関する事項(第2条関係)
- ウ 新型コロナウイルス等対策本部長等以外の職員に関する事項(第3条関係)
- エ 新型コロナウイルス等対策本部に置く部に関する事項(第4条関係)
- オ 上記イ～エの事項以外の必要な事項についての知事への委任(第5条関係)

3. 青森県新型コロナウイルス等対策本部の組織及び運営

条例における、新型コロナウイルス等対策本部の組織及び運営に関する内容は、右表のとおり。

3 その他事項

1. 委任事項

新型コロナウイルス等対策本部の設置手続、設置場所、組織(本部員に充てる職員、本部に置く部及び事務局の組織や役割等)、具体的な運営及び新型コロナウイルス等対策における職務代理順位等については、都道府県行動計画において定める

2. 条例の施行

規則で定める日(平成25年4月13日)から施行する。(条例の附則)

(表) 新型コロナウイルス等対策本部の組織と運営について

項目	法令の根拠等			備考	
対策本部の設置根拠	特措法第22条第1項				
	新型コロナウイルス等感染症又は新感染症の発生が認められ、 政府対策本部が設置されたときは直ちに				
対策本部の所掌事務	特措法第22条第2項				
	県及び県の区域内の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する県の区域に係る新型コロナウイルス等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる				
対策本部の組織	特措法第23条		条例第2条		
	本部長等	本部長	知事	新型コロナウイルス等対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督	本部長の権限は、特措法第24条の規定による
		副本部長	知事が本部員から指名	本部長を助け、新型コロナウイルス等対策本部の事務を整理	都道府県行動計画で定める(副知事を想定)
		本部員	副知事、教育長、警察本部長、知事が県の職員から任命する者を充てる	本部長の命を受け、新型コロナウイルス等対策本部の事務に従事	都道府県行動計画で定める(各部長、教育長、警察本部長等を想定)
	本部長等以外の職員	知事が県の職員から任命	本部員の事務を補助	都道府県行動計画で定める(対策本部の事務局、各部の職員を想定)	
	条例第3条、第4条				
部長等	部	対策本部に、知事が必要と認める部		都道府県行動計画で定める(特措法に基づき実施する措置の内容に応じて「総合調整部」、「食糧等確保対策部」などを想定)	
	部長	知事の指名する本部員		都道府県行動計画で定める	
本部長の権限	特措法第24条				